

# 望まぬ心肺蘇生 意思尊重へ



救急活動の新しい運用について最終承認した神戸市の検討委員会=20日、神戸市中央区、鈴木春香撮影

## 神戸市消防局 来月から新運用

高齢化が進む中、末期がんや老衰などの終末期を、自宅や高齢者施設で過ごす人は増えている。この中には、心肺が止まった時に短期的な延命のための蘇生処置を望まない人もいる。十分に共有されているとは限らない。共有されていて

心肺が止まつた患者を蘇生させる処置をめぐり、神戸市消防局が4月1日から新たな運用を始める。救急現場では蘇生処置をすることが原則だったが、本人が望んでいないと確認できた場合は、処置をやめることにする。蘇生を目指さず穏やかな最期を希望する患者が増えているためだ。一方、中止の判断に関わる医師からは困惑する声も出る。

## 「処置希望しない」年々増加

心肺が止まつた患者を蘇生させる処置をめぐり、神戸市消防局が4月1日から新たな運用を始める。救急現場では蘇生処置をすることが原則だったが、本人が望んでいないと確認できた場合は、処置をやめることにする。蘇生を目指さず穏やかな最期を希望する患者が増えているためだ。一方、中止の判断に関わる医師からは困惑する声も出る。

### 救急隊員が蘇生処置を中止するまでの流れ

神戸市消防局への取材から



も、いざ心肺が止まると動かして119番通報してしまったことも多い。駆けつけた救急隊はすぐに蘇生処置を始めが、家族が本人の意思を改めて確認しているが活動のルールとなつてお

り、大半は本人の意思に反して病院に搬送されている。新たに活動手順では、蘇生を望まない本人の意思を

救急隊が確認した場合、かかりつけ医の指示のもとに蘇生処置を中止できると定めた。かかりつけ医にはカルテの記録などをもとに本人の意思を確認し、救急隊に伝えてもらう。処置を中止した後は、

間で86増えた。

蘇生中止の具体的な基準について国の統一的なルールはなく、各自治体が独自に定めている。蘇生中止の意思確認を文書で求めるかどうかや、医師への連絡手順など運用は少しずつ異なる。

認し、処置を止めるよう求められるケースが相次いでいる。

この運用は、2年前から市消防局によるところ、救急隊が現場で処置を希望しないと言った事例は、昨年90件（速報値）。年々少しづつ増えている。ただ、救急隊は蘇生処置をすること

で、心肺蘇生を望まない傷病者について「心肺蘇生を止まつた場合は中断できる」と定めた消防本部は全国に

では、心肺蘇生を望まない傷病者について「心肺蘇生を止まつた場合は中断できる」と定めた消防本部は全国に

## 家族が反対・本人の気持ち変化

新たな運用では、かかりつけ医が難しい判断を迫られる場面もあるそうだ。

須磨区で在宅医療をする「青山クリニック」の青山裕一医師（73）は約2年前から、初診の患者に心肺停止になつたら蘇生を望むか、書面で確認をしている。新運用で救急隊から連絡があれば協力するつもりだが、懸念もあるという。例えば本人が蘇生処置の中止を希望していても、家族が反対して

いたり家族の中で意見が割れたりしているケースだ。初診時に意思を確認していくても、その後に意思が変わらる患者もいる。救急隊から電話があつても、夜間や休日は出られるとは限らず、出られてもすぐにはカルテや書面を確認できない可能性もある。

青山さんは「色々なケースがあり、医師が判断の際に困惑したり、現時点での見解をコメントすることが困難」と話した。

運用開始を間近に控えた20日の市検討委でも、悪意のある人物が処置の中止を求める可能性などが指摘され、「疑わしい時は搬送する」との原則を確認した。処置の中止について本人と医師との「合意書」を作ることも決めた。

市消防局は書面を求めていないが、事後のトラブルを避けるなどの目的で医師側が提案した。

神戸市医師会は新たな運用について取材に、「様々な意見が出でおり、現時点での見解をコメントすることが困難」としている。